

おくやみ相談窓口を開設

家族が死亡した後に遺族が行う手続きは多岐にわたり、手続きの内容やどの窓口で行うのか困っている方が多いことから、遺族からの相談等に対応する専門窓口として、「おくやみ相談窓口」を開設します。

- 1 開始日 令和2年11月2日（月）
- 2 日時 平日（土・日・祝日・年末年始を除く）
①午前9時 ②午前10時30分 ③午後2時
- 3 場所 市役所1階 市民課7番窓口
- 4 対象者 本市に住民登録があった方の遺族
- 5 内容
(1) 市役所で行う必要がある手続きの案内
介護保険、国民健康保険、市民税・固定資産税等
※一部の手続きについては、必要事項を印字した書類を配布
(2) 市役所以外で行う必要がある手続きの案内
年金事務所、税務署、法務局等
※内容により専門の窓口を案内
(3) その他
困りごと相談等
- 6 備考 利用は事前予約制となり、相談希望日の2日前までに申し込みが必要です。

本件に関するお問い合わせ先

市民課 住民係

電話 直通 / 027-898-6106